

(外交防衛委員会)

二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案(閣法第二四号) (衆議院)

送付) 要旨

本法律案は、令和七年に開催される二千二十五年日本国際博覧会の円滑な準備及び運営に資するため、国際博覧会条約第十二条の規定に基づく政府代表として二千二十五年日本国際博覧会政府代表を置くこととし、その任務、給与等について所要の事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、外務省に、二千二十五年日本国際博覧会政府代表(以下「代表」という。)一人を置く。
- 二、代表は、特別職の国家公務員とし、かつ、外務公務員とする。
- 三、代表は、二千二十五年日本国際博覧会に関し、日本国政府を代表することを任務とする。
- 四、関係府省の長は、代表の任務の円滑な遂行を図るため、必要な措置をとる。
- 五、代表の任免は、外務大臣の申出により内閣が行う。
- 六、代表の俸給月額は、百十七万五千円とする。

七、この法律は、令和四年四月一日から施行し、二千二十五年日本国際博覧会の終了の日から起算して一年を経過した日に効力を失う。